

議案第19号	三田市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定について
防災安全課	昨年の東日本大震災を受けて制定された津波防災地域づくりに関する法律に合わせた水防法の一部改正に伴い、同法を引用する当該条例について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【趣 旨】</b> 東北地方太平洋沖地震の津波による甚大な被害を踏まえ、将来を見据えた津波災害に強い地域をつくるために津波防災地域づくりに関する法律が制定され、あわせて関係法律の改正も行われた。関係法律の改正のうち、当該条例の根拠法としている水防法が改正されたことにより、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b> 水防法（昭和24年法律第193号）</p> <p><b>【内 容】</b> ●引用条文の変更（第1条関係）</p> <p><b>【現行】</b>  第1条 水防法（昭和24年法律第193号）<u>第33条第1項</u>の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、三田市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p><b>【改正】</b>  第1条 水防法（昭和24年法律第193号）<u>第34条第1項</u>の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、三田市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日</p> <p><b>【予算措置】</b> なし</p> <div data-bbox="628 1160 1401 1469" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; background-color: #ffff00; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときに、「①当該災害の発生に伴い侵入した水の排除及び②高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの」これら2つの水防活動を行うことができる規定が加わったことにより、条ずれが生じたもの。</b></p> </div>	